建築工事成績評定基準

(目的)

第1 この基準は、土木建築局営繕課の所掌する建築工事(建築設備を含む。)について建築工事検査技術基準第9に基づく工事成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、評定の適切な実施、及び評定結果の発注者間での相互利用を推進し、もって公共建築工事の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として契約金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

ただし、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれか又は全部を一括した請負工事(以下「一括請負工事」という。) の場合で付帯工事の直接工事費が 500 万円以上の場合には、付帯工事の評定を行うものとする。

(評定の時期)

第3 評定の時期は、検査員にあっては中間検査及び工事の完成の時、総括監督員及び主任監督員に あっては工事の完成の時とする。

(評定者)

第4 評定を行う者は、当該工事の検査員並びに当該工事の総括監督員及び主任監督員とする。 (評定の方法)

- 第5 評定は、別紙1「考査項目別運用表」、様式第1「工事成績評定書」及び様式第2「細目別評定 点採点表」により行うものとする。
 - 2 評定点は、少数第1位止めとし、以下は切り捨てる。ただし、評点合計は、四捨五入により整数とする。
 - 3 一括請負工事の評定は、それぞれの工事担当者の意見を徴して行うものとする。
 - 4 評定にあたっては、別紙2「「施工プロセス」チェックリスト」を考慮する。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
 - 5 評定を行う付帯工事を含む一括請負工事の評点を行う場合は、「出来形及び出来ばえ」の「品質」、「出来ばえ」について該当する工種別に評価し、工事比率(直接工事費の比率)により総合評価を行うものとする。

(評定結果の提出)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定書」、「細目別評定点採点表」及び「考査項目別運用表」を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通 知するものとする。

(説明請求等)

- 第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日 (広島県の休日を 定める条例(平成元年条例第2号)に定める「県の休日」を含む)以内に、書面により、発注者 に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。
 - 2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附則

この基準は平成9年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成12年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成15年4月1日から施行する。 附則

この基準は平成18年4月1日から施行する。 附則

この基準は平成19年6月1日から施行する。 附則

この基準は平成20年4月1日から施行する。 附則

この基準は平成24年4月1日から施行する。 附則

この基準は平成 27 年 4 月 10 日から施行する。 附則

この基準は平成27年6月1日から施行する。 附則

この基準は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。 附則

この基準は令和2年4月1日から施行する。 附則

この基準は令和5年5月1日から施行する。

様式第1

営繕課												
課長(担当監)	参事			担当者								

	しゅん	功検査	
工事検査担当	検査員	総括監督員	主任監督員

中間	検査
工事検査担当	検査員

工事成績評定書

	T.																							1											令和	<u>口</u>	年 丿]	1作成
工事名																	契約金	沒額()	最終)																				
受注者名																		工期		令	和	年	月	目	\sim	令	和	年	月	日	9	已成年月	目目		令和	年	月	日	
	·	Œ	主任盟	监督員	(全	合和 年	月日) (②総括!	監督員			(令:	和 年	月 日)	(3	③検査員(中間)第1回 (令和年月日)					③検査員(中間)第2回 (令和年月日)) (1)検査	員			(令	和年	月 日)					
	主体 建築:				主体	建築:							主体	建築:							主体 建築:					主体	建築												
考	査 項 目	付帯	電気:						付				付帯	電気:							付帯 電気: 付帯 機械:						付帯	電気											
		付帯	機械:			***************************************			付					付帯	機械:													付帯	機械										
項目	細別	a	b	с	d	е	評価	j a	a'	b	b'	с	d	е	評価	a	a'	b	b'	с	d	е	評価	a	a'	b	b'	с	d	е	評価	i a	a'	b	b'	с	d	е	評価
1. 施工体制	I施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0)																																
	Ⅱ配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0)																																
2. 施工状況	I施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0)									+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15.0	0	+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15.0	0	+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15.0	
	Ⅱ工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0)	+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15.0																									
	Ⅲ安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0)	+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15.0																									
	IV対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																	
3. 出来形	I出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0										+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	
及び	Ⅱ品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0										+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	
出来ばえ	Ⅲ出来ばえ															+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-		+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-		+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)								•																														
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)				-	-																																	
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-	-																									
加減点合	計(1+2+3+4+5+6)				点	•			•	•			点								点								点		•						点		
評定点(%	% 1)	1			点			2					点			3					点			3					点			4					点		
評定点計				点																				•															
			※ 中間検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+(③の平均) ×0.2+④×0.2※ 中間検査がなかった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4																																				
2 计入举点	## (*/ =)		*	中間:	検査が	いなかっ					2+4)	< 0.4																											
7. 法令遵守 評定点合																																							
計 正 品 台	計(次の)	->-		点																																			
			任監督																																				
j	所見(※7)		括監督																																				
			検査員	l																																			

- ※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。 各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。 評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員又は検査員が完成検査時に行う。
- ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※7 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※8 各考査項目ごとの採点は、別紙1考査項目別運用表によるものとする。
- ※9 中間検査を3回以上行う場合は、様式1 (別表) を使用し、中間検査に係る評定点の集計を行うこと。

工事成績評定書(中間検査一覧表)

令和 年 月 日作成 工事名 契約金額 (最終) 受注者名 令和 年 月 日 令和 年 月 日 工期 ③検査員(中間)第1回 (令和 年 月 日) ③検査員(中間)第2回 (令和 年 月 日) ③検査員(中間)第3回 (令和 年 月 日) ③検査員(中間)第4回 (令和 年 月 日) 【所見欄】 主体 建築: 主体 建築: 主体 建築: 主体 建築: 考查項目 付帯 雷気: 付帯 雷気: 付帯 電気: 付帯 雷気: 付帯 -付帯 — 付帯 — 付帯 a' b' e 評価 a a' b' e 評価 a' b' 評価 a' b' 評価 項目 細別 b b С d a b С a b С d е 1. 施工体制 I 施工体制一般 Ⅱ配置技術者 2. 施工状況 I 施工管理 +5.0 +2.5 0 -7.5 -15.0 +5.0 +2.5 0 -7.5 -15.0 +5.0 +2.5 0 -7.5 -15.0 +5.0 +2.5 -7.5 -15.0 Ⅱ工程管理 Ⅲ安全対策 IV対外関係 I 出来形 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 3. 出来形 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 及び Ⅱ品質 0 -12.5 -25.0 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 0 -12.5 -25.0 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 0 -12.5 -25.0 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 0 -12.5 -25.0 出来ばえ Ⅲ出来ばえ +5.0 +2.5 0 -5.0 +5.0 +2.5 0 -5.0 +2.5 0 -5.0 +5.0 +2.5 -5.0 +5.0 0 4. 工事特性 I 施工条件等への対応 5. 創意工夫 I 創意工夫 6. 社会性等 Ι地域へ貢献等 加減点合計(1+2+3+4+5+6) 点 点 点 点 評定点(※1) ③検査員(中間)第5回 ③検査員(中間)第6回 ③検査員(中間)第7回 ③検査員(中間)第8回 (令和 年 月 日) (令和 年 月 日) (令和 年 月 日) (令和 年 月 日) 主体 建築: 主体 建築: 主体 建築: 主体 建築: 考查項目 付帯 電気: 付帯 電気: 付帯 電気: 付帯 電気: 付帯 — 付帯 — 付帯 — 付帯 a' a a' b b' a' b' a' b b' c 項目 細別 b' d e 評価 С d e 評価 a b С 評価 a 評価 平均 1. 施工体制 I 施工体制一般 Ⅱ配置技術者 2. 施工状況 I 施工管理 +5.0 +2.5 0 -7.5 -15.0 +5.0 +2.5 0 -7.5 -15.0 +5.0 +2.5 0 -7.5 -15.0 +5.0 +2.5 0 -7.5 -15.0 Ⅱ工程管理 Ⅲ安全対策 IV対外関係 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 +10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0 -10.0 -20.0 I 出来形 3. 出来形 及び Ⅱ品質 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 0 -12.5 -25.0 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 0 -12.5 -25.0 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 -12.5 -25.0 +15.0 +12.0 +7.5 +4.0 0 -12.5 -25.0 出来ばえ +2.5 -5.0 +5.0 Ⅲ出来ばえ +5.0 0 -5.0+5.0 +2.5 0 -5.0+5.0 +2.5 0 +2.5 0 -5.04. 工事特性 Ι 施工条件等への対応 5. 創意工夫 I 創意工夫 6. 社会性等 I 地域へ貢献等 加減点合計(1+2+3+4+5+6) 点 点 点 点 評定点(※1) 点 (3) 点 (3) 点 (3) 点

^{※1 65}点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。 各評定点(③)は小数第1位まで記入する。

^{※2} 各考査項目ごとの採点は、別紙1考査項目別運用表によるものとする。

様式第2

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員(中間)	③検査員(中間)	④検査員(完成)	細目別評定点 得点割
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点
	Ⅱ. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13点
	Ⅱ. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点
	Ⅲ. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点	All A				3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点
	Ⅱ. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点
	Ⅲ. 出来ばえ	- ////		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点	- AW	- AW	- 200	7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点	711				5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点
7. 法令遵守等			() ×1.0 = 点				
)	2月以上の担人は、亚柏		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			評定点合計	100 년

[※] 中間検査が3回以上の場合は、平均値を記載している。

[※] 中間検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点(中間が2回の場合は③を平均する。)

[※] 中間検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

[※] 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

[※] 端数処理の関係で評定点合計と細目別評定点の計が異なる場合がある。

項目別評定点

考査項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 個点
	1 · //E [T] //X	/ 3.3 点
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	
		/ 13.0 点
	Ⅱ. 工程管理	
		/ 8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	
	TY 41.61 88.65	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 3.7 点
0. 四水形灰0 田水はた	1. [4]/[/]/	/ 14.9 点
	 Ⅱ. 品質	, 2211 ///
		/ 17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	
		/ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	
A. 10	A. (a)	/ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/
C 4.人收效	1 批社。の芸塾体	/ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
		7 0.2 M
1 1 1 1 1 1 1		
크고스 H A 크I		
評定点合計		/100.0 点

[※]各項目の評定点は、四捨五入により小数第1位までとしている。

[※]端数処理の関係で評定点合計と項目別評定点の計が異なる場合がある。

様式第2

						契約額税込		
項目	細別	部分完成①	部分完成②	部分完成③	部分完成④	完成	細目別評定点	得点割合
支払額	(税込)							
按分率								
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.1	3	3	0.1	0.1	2 2 4	
	Ⅱ. 配置技術者	3.1	3		3.1	3.1	3.3点	
2. 施工状況	I. 施工管理	3.5	3	3.3	3.5	3.5	4.1点	
		10.2	10	11	11.5	12	13点	
	Ⅱ. 工程管理	3.5	3.5	5	6	6.5	8.1点	
	Ⅲ. 安全対策	3.2	3	6	7	8	8.8点	
	IV. 対外関係	3.2	<u> </u>	0	(0	0.0	
3. 出来形及び	I. 出来形	3.3	3	3.2	3.3	3.5	3.7点	
出来ばえ	1. 山木形	12.1	11.8	12	13	13.8	14.9点	
	Ⅱ. 品質	13	12	15	13	17	17.4点	
	Ⅲ. 出来ばえ	10	12	10	10			
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	8.5	8	8	8.5	8.5	8.5点	
						5.3	7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫					4.5	5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等							
7. 法令遵守等						4.2	5.2点	
						 		•

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 端数処理の関係で評定点合計と細目別評定点の計が異なる場合がある。

評定点合計 100点

項目別評定点

考査項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 個点
	1 · //E [T] //X	/ 3.3 点
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	
		/ 13.0 点
	Ⅱ. 工程管理	
		/ 8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	
	TY 41.61 88.65	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 3.7 点
0. 四水形灰0 田水はた	1. [4]/[/]/	/ 14.9 点
	 Ⅱ. 品質	, 2211 ///
		/ 17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	
		/ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	
A. 10	A. (a)	/ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/
C 4.人收效	1 批社。の芸塾体	/ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
		7 0.2 M
1 1 1 1 1 1 1		
크고스 H A 크I		
評定点合計		/100.0 点

[※]各項目の評定点は、四捨五入により小数第1位までとしている。

[※]端数処理の関係で評定点合計と項目別評定点の計が異なる場合がある。

考查項目別運用表

基本事項

- 1. 本運用表の適用は、公共建築工事の新営、増築、改修の一般的な工事とし、小規模な修繕や点検保守などについては対象としないものとする。また、本運用表を解体のみの工事に適用する場合は、内容を大幅に変える必要があるため、評価を行う際は適宜運用するものとする。
- 2. 様式第1「工事成績評定書」のa~e評価を行うために使用するものとする。
- 3. 原則として記載された各評価項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
- 4. 各評価項目の文面は、実状に合わせて変更しても良いものとする。なお、変更した場合は理由を明確にしておくこと。
- 5. 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、受注者が自主的に実地している場合とし、監督員の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」を付さないものとする。
- 6. 主任監督員の評価項目のうち「「施工プロセス」チェックリスト」は、工事規模、工期等により、採用しなくても良いものとする。

考査項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I.施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
			□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。
			□ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
			⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切 に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
			□ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
			□ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
			◎「施エプロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項 に対する改善が速やかに実施されている。
			□ ⑪その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
a:施工体制が優 e:施工体制が不		工体制	引が良好である。 c:施工体制が適切である。 d:施工体制がやや不適切である。
該当項目が90%	以上	·• a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%	以上90%未満 👓	• b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%	以上80%未満 ••	• с	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	未満 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• d	
	評価=	項	項目 %

考査項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
	(現場代理人等)		□ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
			□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく 設計図書の照査を行っている。
			□ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。
			□ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
			□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
			□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			□ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
			□ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
			□ 「⑫「施エプロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)に ついて指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
			□ ③その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
			置技術者として良好である。 c:配置技術者として適切である。 e:配置技術者として不適切である。
該当項目が90%	以上	• a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%	以上90%未満 ••	• b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	以上80%未満 ••		③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	b未満 ················	• d	
	評価=	項	項目 %

^{※1.} 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し 資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

^{※2.} 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			□ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。
			□ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			□ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			□ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
			□ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			□ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			□ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			□ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			□ ⑪現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
			①使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び 搬入後の管理が適切である。
			□ ⑰社内検査が計画的に行われている。
			□ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
			□ ⑪低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			□ ⑤建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
			□ 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			□ ⑪その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
<mark>a∶施工管理が優</mark> e∶施工管理が不		工管理	型が良好である。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理がやや不適切である。
該当項目が90%	6以上	· · a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%	6以上90%未満 ••	• Ь	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	6以上80%未満 ••		③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	ó未満 ····································		
	評価=	項	項目 %

考査項目	細別	1 :	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理			□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
				□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
				③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を 及ぼす工程の遅れがない。
				□ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
				□ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
				□ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。
				□ ⑦休日・代休の確保を行っている。
				□ ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
				□ ⑨「施エプロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
				□ ⑩その他
				理由:
				(減点)該当すればd評価とする。
				□ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
				(減点)該当すればe評価とする。
				□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				評価
a:工程管理が優 e:工程管理が不		b:工程	呈管理	目が良好である。 c:工程管理が適切である。 d:工程管理がやや不適切である。
該当項目が90%	6以上		• a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%	6以上90%未清	茜 •••	• b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%	6以上80%未滿	茜 •••	С	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	6未満 ·····		• d	
	評価=		項	項目 %

考査項目	細別	対象	評価対象項目			
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策		□ ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。			
			□ ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。			
			③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正 指示している。			
			□ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。			
			□ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。			
			□ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。			
			□ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。			
			□ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。			
			□ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。			
			⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施 されている。			
			□ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。			
			□ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。			
			□ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。			
			□ ⑭「施エプロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項 に対する改善が速やかに実施されている。			
			□ ⑤その他			
			理由:			
			(減点)該当すればc評価とする。			
			□ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。			
			(減点)該当すればd評価とする。			
			□ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。			
			(減点)該当すればe評価とする。			
			□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。			
	•		評価			
	a:安全対策が優れている。 b:安全対策が良好である。 c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。					
	6以上	·• a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。			
該当項目が80%	6以上90%未満 ••	• b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
該当項目が60%	6以上80%未満 ••	• с	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100			
該当項目が60%	ó未満 ······	· · d				
	評価=	項	項目 %			

考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係		□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
			□ ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。
			□ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
			□ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
			⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応 を行い、以後のトラブルがない。
			□ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。
			□ ⑦「施エプロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項 に対する改善が速やかに実施されている。
			□ ®その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
a:対外関係が優 e:対外関係が不		外関係	が良好である。 c:対外関係が適切である。 d:対外関係がやや不適切である。
該当項目が90%以上 ······a (1			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%	以上80%未満 \cdots	• с	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	未満 ••••••	· · d	
	評価=	項	項目 %

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び	I.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
出来ばえ			□ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			□ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			□ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
			□ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			□ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
			□ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
			□ ⑨その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
			評価
a:出来形が優れ e:出来形が不適		形が良	k好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。
該当項目が90%	以上	• a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c			③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	未満 ・・・・・・・・	• d	
	評価=	項	項目 %

考査項目	細別	対象	評価対象項目			
3. 出来形及び	Ⅱ.品質		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。			
出来ばえ	建築工事		□ ②品質確認記録の内容が、適切である。			
	工事比率		□ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。			
			□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。			
			□ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。			
			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。			
			□ ⑦その他			
			理由:			
			(減点)該当すればd評価とする。			
			□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。			
			(減点)該当すればe評価とする。			
			□ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。			
			評価			
	a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。					
該当項目が90%	該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・ a でない場合は空白のままとする。					
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
該当項目が60%	該当項目が60%以上80%未満 ··· c ③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100					
該当項目が60%	未満 ・・・・・・・・	• d				
	評価=	項	項目 %			

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と 設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、 工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細	別	対象	評価対象項目		
3. 出来形及び	Ⅱ.品質			□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。		
出来ばえ	電気設備	工事		□ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。		
	受変電設	備工事		□ ③品質確認記録の内容が、適切である。		
	工事上	比率		□ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が 設計図書を満足している。		
				□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。		
				□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。		
				□ ⑦その他		
				理由:		
				(減点)該当すればd評価とする。		
				□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。		
				(減点)該当すればe評価とする。		
				□ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。		
				評価		
	a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。					
該当項目が90%	以上 …		• a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			• b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c			• с	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100		
該当項目が60%	未満 ・・・		• d			
	評価	=	項	項目 %		

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と 設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、 工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び	Ⅱ.品質		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
出来ばえ	暖冷房衛生設備 工事		□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
	機械設備工事		□ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
	工事比率		④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書 を満足している。
			□ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
'			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			□ ⑦その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
			評価
a: 品質が優れて e: 品質が不適切		良好で	がある。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。
該当項目が90%	以上	• a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c			③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・ d			
	評価=	項	項目 %

- ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
- ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と 設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※4. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、 工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計= 項目 %

(創意1/2)

			(A)ICT > 2/
考査項目·細別			評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ		測量・位置出しにおける工夫
	関係		現地調査方法の工夫
			その他
			理由:
		詳細	評価内容:
	■施工関係		施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
			工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な
			取組み
			土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
			建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
			電気設備工事等の配線、配管等の工夫
			暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
			照明・視界確保等の工夫
			仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫
			運搬車両・施工機械等の工夫
			型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
			施工管理及び品質向上等の工夫
			プレハブエ法等の採用による工期短縮等の工夫
			仮設施工等の工夫
			既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
			保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫
			作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
			その他
			理由:
		詳細	評価内容:
	■品質関係		集計ソフト等の活用と工夫
			躯体工事の品質管理の工夫
			建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
			施工の検査・試験に関する工夫
			品質記録方法の工夫
			その他
			理由:
		詳細	評価内容:

(創章2/2)

考査項目·細別		評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落·転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
		□ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		□ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、
		□ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
		□ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
		□ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
		□ 作業時における作業環境改善等の工夫
		□ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		□ その他
		理由:
		詳細評価内容:
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫
		□ 施工計画書または写真記録等に関する工夫
		□ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
		□ CAD、施工管理ソフト等の活用
		□ 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫
		□ その他
		理由:
		詳細評価内容:
	■その他	<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。
		以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び 受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は
		受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を 行わないものとする。
		(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点)
		□ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で
		□ 「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) □ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で
		「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) (該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)
		を治州し、治州の効果が怕国住及唯能できた。(<県) 「該虫技術数・)NETIS 祭得技術のうち事後延備実施され技術(「有田レされる技術 (を除く)
		□ (あま) (11 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15
		※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で 定める「有用とされる技術」をいう。
		※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを 可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、
		該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も 最大3点の加点とする。
		< その他 > □ ス の他
		田中・ 田中・
		理由: 詳細評価内容:
(最大 7点) 評点計=		בדיישבו ושרי זים: .
计从引一		

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。 なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。
- ※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。
- ※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「■その他」〈新技術活用〉の項目に追加で加点できるものとする。

考査項目	細別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を 完成させた。
		②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
		③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に 工事を完成させた。
		□ ④配置技術者(現場代理人等/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の ※勢が見られた。
		安労ル元られた。 □ ⑤その他
	詳細評価内容:	
		Cいる。 b:工程管理が良好である。 c:工程管理が適切である。 下適切である。 e:工程管理が不適切である。
		評価選択 🗌 a 🗎 b 🗎 c 🔲 d 🔲 e
	評価=	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
		□ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
		□ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
		□ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
		□ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
		□ ⑥その他
		理由:
	詳細評価内容:	
		Cいる。 b:安全対策が良好である。 c:安全対策が適切である。 下適切である。 e:安全対策が不適切である。
		評価選択 🗌 a 🗎 b 🔲 c 🔲 d 🔲 e
	評価=	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	I. 地域への貢献 等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。
		□ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
		③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
		②広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
		│ │ □ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
		□ ⑥その他
		理由:
	詳細評価内容:	
		憂れている。 a':地域への貢献がやや優れている。 b:地域への貢献が良好である。 やや良好である。 c:他の評価に該当しない。
		評価選択 🗌 a 🔲 a' 📗 b 🔲 b' 🔲 c
	評価=	 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

- ※1. 総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う、
- ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な 視点で判断し評価する。
- ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

(特性1/3)

			(特性1/3)
考査項目 (細別)		評価対象項目	
4. 工事特性	■建物規模への対	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	
(施工条件等へ の対応)	応	□ 延べ面積10,000m [†] 以上の建物	
		□ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物	
		□ 大空間のホール等を有する建物	
		□ その他(理由:)	
		[評価技術事例]	
		 ・プロポーザル、コンペティション又は重要プロジェクト案件等で、意匠又は構造が複雑な建物。	
	評 点=		
		 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	
	の難しさへの対応	│ 対象建物の耐震レベル	
		□ 建物機能の特殊性	
		│ │	
		[評価技術事例]	
		・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において I 類及びA類に属する工事	
		・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に	
		属する工事 - ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物	
		詳細評価内容:	
	評 点=		
	■建物固有の施工 技術の難しさへの	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	
	対応	□ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】	
		□ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性	
		□ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	
		□ その他(理由:)	
		[評価技術事例]	
		・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事	
		・特殊な工法及び材料等を採用した工事	
		・特殊な設備システムを採用した工事	
		・免震装置を設ける工事	
		・大規模な山留め工法が必要な工事	
		・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事	
		・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする 改修工事	
		・プロポーザル、コンペティション又は重要プロジェクト案件等で、特殊工法等を用いた工事。	
	評 点=		

(特性2/3)

			(191127 0)
考査項目 (細別)		評価対象項目	
4. 工事特性	■厳しい自然・地 盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	
(施工条件等へ の対応)		□ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	
		□ 軟弱地盤、支持地盤の影響	
		□ 雨・雪・風・気温等の影響	
		□ その他(理由:)
		[評価技術事例]	
		・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事	
		・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事	
		・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理	
		や施工スペースの制限を受けた工事	
		詳細評価内容:	
	評 点=		
	■厳しい周辺環境、 社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	
		□ 地中埋設物等の作業障害	
		□ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物	
		□ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	
		□ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	
		□ その他(理由:)
		[評価技術事例]	
		・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事	
		・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事	
		・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事	
		・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事	
		・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行ったこ	工事
		詳細評価内容:	
	評 点=		

(特性3/3)

考査項目 (細別)		評価対象項目
4. 工事特性	■施工現場での対	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。
(施工条件等へ の対応)	応	【長期工事における安全確保への対応】
		□ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く)
		【災害等での臨機の措置】
		□ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
		【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】
		□ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
		□ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
		□ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
		□ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
		□ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事
		□ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
		□ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
		□ 施エヤートが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
		□ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
		□ その他(理由:
		【その他の評価基準】
		・プロポーザル、コンペティション又は重要プロジェクト案件等の工事。
		S¥ om ST. /II → do
(最大 20点)		詳細評価内容:
評点計=	評 点=	

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、 それ以上の点数を与えても良い。
- ※2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

香項目		法令遵守等の該当項目一覧表									
长 令遵守等	点数	措置内容									
	•	該当無し									
	〇 -20 点	1.指名停止3ヶ月以上									
	〇 -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満									
	〇 -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満									
	〇 -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満									
	〇 - 8 点	5.文書注意									
	〇 - 5 点	6.口頭注意									
	〇 - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった 場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)									
	□ 0点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等									
	a										

- ① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の 措置があった」場合に適用する。
- ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の 現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
- ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任監督員又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任監督員又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。
- ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を 減点する。減点数は公告文「総合評価落札方式に関する事項」によるものとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

老

- 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
- ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- ・4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- ・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、 暴力団関係者がいることが判明した。
- ・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、 軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
- ・15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・16.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。
- ・17.低入札価格調査で虚偽の報告があった。
- ・18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
- ・19.受注者が契約書(下請負人の健康保険等加入義務等)イの規定に違反していると発注者が認める場合又は口に定める 特別の事情があると発注者が認めたのにもかかわらず、口に定める期間内に書類を提出しなかった場合。 (イ:第7条の2第1項 ロ:第7条の2第2項)
- ・20.その他 理由:

考査項目	細別	対象	評価対象項目			
2. 施工状況	I.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。			
			□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。			
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。			
			□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。			
			□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。			
			□ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。			
			□ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。			
			□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。			
			⑤社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に 行っていることが確認できる。			
			□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。			
			□ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。			
			□ ®その他			
			理由:			
			(減点)該当すればd評価とする。			
			□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。			
			(減点)該当すればe評価とする。			
			□ 施工管理に関して、検査員から文書による改善指示を行った。			
			評価			
	a:施工管理が優れている。 b:施工管理が良好である。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。					
該当項目が90%	6以上	а	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。			
該当項目が80%	6以上90%未満 •••	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
	6以上80%未満 ···	С	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100			
該当項目が60% d	6未満 ····································					
	評価=	項	項目 %			

考査項目	細	別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び	I.出来形			□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
出来ばえ				□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
				③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施している ことが確認できる。
				□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
				□ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
				□ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
				□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
				□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
				◎解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしている ことが確認できる。
				□ ⑩その他
				理由:
				(減点)該当すればd評価とする。
				□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
				(減点)該当すればe評価とする。
				出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が 行った。
				評価
				「優れている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。 不適切である。 e:出来形が不適切である。
該当項目が90%以上 ・・・・・・a			а	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ··· a'			a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%	以上80%	未満 ・・・	b	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	以上70%	未満 ・・・	b'	
該当項目が50%	以上60%	未満 ・・・	С	
該当項目が50%	未満 ・・・		d	
	評価	i=	項	項目 %

^{※1.} 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細別	対象	評価対象項目				
3. 出来形及び	Ⅱ.品質		①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認 できる。				
出来ばえ	建築工事		②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。				
	工事比率		□ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。				
			□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。				
			□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。				
			⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計 図書を満足していることが確認できる。				
			□ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。				
			□ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であること が確認できる。				
			□ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により 確認でき、良好であることが確認できる。				
			□ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。				
			□ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。				
			□ ®その他				
			理由:				
			(減点)該当すればd評価とする。				
			□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。				
			(減点)該当すればe評価とする。				
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が 行った。				
			評価				
	a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。						
該当項目が90%	該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべ き項目でない場合は空白のままとする。						
該当項目が80%	該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a' ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。						
該当項目が70%	以上80%未満 •	•• b	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100				
該当項目が60%	以上70%未満 •	•• b'					
該当項目が50%	以上60%未満 •	•• с					
該当項目が50%	未満 ・・・・・・・						
	評価=	項	項目 %				

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の 記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に 評価し、工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は 1.0とする。

考査項目	細	別	対象	評価対象項目	
3. 出来形及び	Ⅱ.品質			□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
出来ばえ	電気設	備工事		□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認 できる。	
	受変電	没備工事		□ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	
	工事	比率		□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	
				□ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
				□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
				□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、 設計図書を満足していることが確認できる。	
				□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
				□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	
				□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
				□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
				□ ⑫その他	
				理由:	
				(減点)該当すればd評価とする。	
				□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	
				(減点)該当すればe評価とする。	
				□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が 行った。	
				評価	
				ている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 切である。 e:品質が不適切である。	
該当項目が90%	該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。				
該当項目が80%	該当項目が80%以上90%未満・・・・a' ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。				
該当項目が70%	6以上80%	未満 ・・・	b	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100	
該当項目が60%	6以上70%	未満 ・・・	b'		
該当項目が50%	60%	未満 ・・・	С		
該当項目が50%	6未満 ・・・		d		
	評価	Б=	項	項目 %	

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の 記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に 評価し、工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は 1.0とする。

考査項目	細	別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び	Ⅱ.品質			□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
出来ばえ	暖冷房衛生	生設備工		②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認 できる。
	機械設備:	工事		□ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事	比率		□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
				□ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
				□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
				⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、 設計図書を満足していることが確認できる。
				□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
				□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
				□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
				□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
				□ ⑫その他
				理由:
				(減点)該当すればd評価とする。
				□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
				(減点)該当すればe評価とする。
				□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が 行った。
				評価
				.ている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 切である。 e:品質が不適切である。
該当項目が90%	6以上 …		а	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・ a' ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%	6以上80%:	未満 ・・・	b	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%	6以上70%:	未満 ・・・	b'	
該当項目が50%	6以上60%:	未満 ・・・	С	
該当項目が50%	6未満 ・・・		d	
	評個	<u> </u>	項	項目 %

- ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
- ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の 記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※4. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に 評価し、工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は 1.0とする。

品質の評価計= 項目 %

考査項目	細	別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び	Ⅲ.出来ばえ	È		□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
出来ばえ	建築工事			②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事出	上率		□ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
				□ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
				□ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
				□ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
				□ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
				□ ®その他
				理由:
				(減点)該当すればd評価とする。
				□ 出来ばえが劣っている。
				評価
a:全体的な完成 d:全体的な完成			b:全体	本的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・ a しまり では、評価すべき項目のでは、事価すべき項目のでは、事価すべき項目のでは、事価すべき項目では、事価を対してい場合は空白のままとする。				① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%	該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%	∆未満 ⋯⋯		С	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
				④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
			ı	
	評価	=	項	項目 %

- ※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※3. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に 評価し、工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は 1.0とする。

考査項目	細別	対象	評価対象項目		
3. 出来形及び	Ⅲ.出来ばえ		□ ①きめ細やかな施工がなされている。		
出来ばえ	電気設備工事		②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
	受変電設備工事		□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。		
	工事比率		□ ④環境負荷低減への対策が優れている。		
			□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
			□ ⑥その他		
			理由:		
			(減点)該当すればd評価とする。		
			□ 出来ばえが劣っている。		
			評価		
	a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。				
該当項目が90%	6以上	а	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・ c			③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100		
			④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。		
	評価=	項	項目 %		

- ※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※3. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に 評価し、工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は 1.0とする。

考査項目	細別	対象	評価対象項目			
3. 出来形及び	Ⅲ.出来ばえ		□ ①きめ細やかな施工がなされている。			
出来ばえ	暖冷房衛生設備工 事		□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。			
	機械設備工事		□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。			
	工事比率		□ ④環境負荷低減への対策が優れている。			
			□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
			□ ⑥その他			
			理由:			
			(減点)該当すればd評価とする。			
			□ 出来ばえが劣っている。			
	評価					
	ı:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 l:全体的な完成度が劣っている。					
該当項目が90%以上 ・・・・・・・a			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。			
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・ c			③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100			
			④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。			
	評価=	項	項目 %			

- ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
- ※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※4. 評価すべき建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に 評価し、工事費内訳により加重平均する。また、評価をしない付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は 1.0とする。

出来ばえの評価計=	項目	%	

基本事項

- 1. 別紙1「考査項目別運用表」のうち、主任監督員の評価を行うために、監督員が現場において使用するものとする。ただし、工事規模、工期等により、使用しなくても良いものとする。
- 2. 原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
- 3. 記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、考査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。

1. 工事名	工事		_ 〇〇課〇〇グループ
2. 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	4. 請負代金	〇〇 〇〇(担当者名)
3. 受注者名		5. 一次下請総額	

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。
- ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば口にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。) 備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考	/-						チェック欄	(指:	示事項等)						
考査項目		確認項目	(チェックの目安)				着手前 施工中 完								
1 施工	I施工	○工事実績情報 CORINS ○請負代金内訳書	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	<u>血</u>		・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。 (契約後、変更後)	(/)	· / □	(/)	(/)	(/)	/	(/)	(/)				
		(監理)技術者指名届	契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 (契約後、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
		○誓約書	契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 (契約後、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
		〇施工体制台帳、施工 体系図等	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・施工体制台帳の添付資料で、下請負金額が確認できる。 (施工時の当初、変更時)		·	(/)	(/)	(/)	/	(/)	(/)				
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/ 🗆	(/)	(/)	(/)	(/ 🗆	(/)	(/)				
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時 1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 (施工時 1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
		〇品質·安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				

〇主要資材購入先名簿	主要資材の購入前に、所定の様式で提出した。			. , ,	(/)				(/)		
	(着手前、施工中適宜)										
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
○品質証明	工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を適切に 記録している。 (検査の前等)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
〇建設業退職金共済制 度	・掛金収納書の写しを工事完成時までに提出した。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所 に設置している。(全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
○登録電気工事業者登 録票等	電気工事業の業務の適正化に関する法律に定められた標識を施工 場所の見やすい位置に提示している。 (施工中1回程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
○期間別工事工程報告 書	15日ごと指定日までに、所定の様式で提出した。 (施工中適宜、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	

・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。	〇現場代理人	・現場に常駐している。			(/)					(/)	
(施工中適宜)		(施工中 1回/月程度) 									
***				1			` ' '				
技術者が本人と同一であった。 (着手前、変更時) ・工事実績情報登録等において重複が無く、現場に専任している。 ((着手前、変更時)			\ / /		\ / /	. , ,	` ' '	, , ,	
(着手前、施工中 1回/月程度) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		技術者が本人と同一であった。	. , ,	` ' '	, , ,	\ / /	` ' '	` ' '	` ' '	` ' '	
わっていた。 (施工中、打合せ時) 口		(着手前、施工中 1回/月程度)			` ' '				. , ,		
(施工中適宜) 口		わっていた。									
(施工計画時、施工中適宜) ローローローローローローローローローローローローローローローローローローロー				` ' '	, , ,		` ' '				
(施工計画時、施工中適宜) ローローローローローローローローローローローローローローローローローローロー	○専門技術者の配置										
	〇作業主任者の選任										
	〇下請負者の把握										
	1										

40												
· i 別		チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	着手前	ī			施工中				完成時	備考
I 施工管		・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を 行っている。 (着手前、施工中適宜)	(/) (/		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
世		・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	(/) (/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	〇施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	(/) (/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			(/) (/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/) (/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	·出来形、品質管理	品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認で きる。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	・イメージアップ	特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み等により評価されるものがある。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	○検査(確認を含む)、立 会い等の調整	適切な時期に監督職員の検査(確認を含む)及び立合い等をもとめている。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		段階確認の確認時期が、適切である。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	○建設副産物及び建設 廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式 に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(/) (/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	○指定建設機械類の確 認	指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を 使用している。 (施工中1回/月程度)		(/) (/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

工程管	〇工程表	・契約締結後14日以内に、工程表を提出した。 (契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
管理		工事の着手及び各種施工に先立ち、各種実施工程表を提出した。 (着手前、施工中適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	〇工程管理	・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
Ⅱ安全対策	〇安全活動	・災害防止協議会等を実施し、記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
対策		・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工中1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・安全教育、訓練等を実施し、記録がある。(施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		·安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	\	(/)	(/)	
		・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	〇仮設備点検等	・過積載防止対策を実施し、記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・機械・車両等点検整備等を実施し、記録がある。 (施工中1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	\	(/)	(/)	
		・山留め、仮締切等の点検及び管理記録を実施し、記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	\	(/)	(/)	
		・足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録を実施 し、記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	〇安全パトロールの指摘 事項の処理	各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに 改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	

	IV ○関係機関等 対 外 関 係	·関係官公庁等の関係機関との調整等を実施し、記録がある。 (施工中適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	関 係	・近隣住民・入居者等との調整及び苦情対応等を実施し、記録がある。 (施工中適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・隣接工事又関連工事等との調整等を実施し、記録がある。 (施工中適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
【記釒	录欄】				•			•		